

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律第7条第1項に規定する説明書類

平成24年5月15日
大阪市信用金庫

大阪市信用金庫（以下「当金庫」という。）は、地域の中小企業者等および個人のお客さまに対して必要な資金を安定して供給していくことを、最も重要な役割の一つと位置づけ、当金庫の公共性と社会的責任を強く認識しております。地域の発展に寄与するため業務の遂行に向け全力で取り組むとともに、一層の金融の円滑化に向けて取り組んでまいります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」という。）に基づき、当金庫の金融円滑化にかかる措置の実施状況について下記のとおり公表いたします。

記

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく
措置の実施に関する方針

「取り組み基本方針」

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であります。

お客さまから資金需要や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまが抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

当金庫では、金融円滑化に関する基本方針として「地域金融円滑化のための基本方針」をホームページ上で公表するとともに、「金融円滑化方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化管理細則」を作成し、全職員に徹底しております。

「体制の概要および役員の関与」

(本部)

金融円滑化の管理実効性を確保するため、理事会において「金融円滑化管理責任者」を選任し、理事会および金融円滑化管理責任者の役割を定めております。

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とし、「金融円滑化管理部門」の担当理事を「金融円滑化管理責任者」としております。また、審査部に管理実務担当者を配置しております。金融円滑化管理責任者は顧客保護等管理委員会に対して金融円滑化に関する条件変更等の申し込みに対する対応状況等を報告する体制としております。

お客さまの経営相談・指導、支援担当は企業支援センターが、ビジネスマッチング、ネットワーク活用支援は産学連携センターが担当し、ご対応させていただいております。

(営業店)

営業店に金融円滑化管理実務担当者を設置し適正な管理を行う体制とし、管理実務担当者は営業店次席者が担当しております。

各所属長（支店長等）は金融円滑化管理責任者・管理統括部門と連携を行い、管理実務担当の業務管理が適正に行えるよう指導・監督を行っております。

全店に金融相談窓口（相談担当者を配置）を開設し、併せて本店営業部には金融相談室を開設しております。

平成21年12月から、休日相談を営業店17カ店で実施しております。
(但し、平成22年7月より休日相談を休止しております。)

「法の施行日前の対応措置との相違点」

金融円滑化のための基本方針を策定いたしました。

本部に金融円滑化管理責任者および管理実務担当者を配置いたしました。

営業店に金融円滑化管理実務担当者を配置いたしました。

金融円滑化管理方針・金融円滑化管理規程・金融円滑化管理細則の制定いたしました。

全店に金融相談窓口の設置いたしました。

一部の営業店に休日相談窓口の設置をいたしました。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

「記録の保存」

お客さまからの事業資金または住宅資金の貸付条件の変更等の相談、申し込みについては、「中小企業等に対する金融円滑化にかかる相談案件表」「受付記録簿」に詳細に記録、保存し、顧客が抱えている課題を十分に把握したうえで適切に対応しています。

営業店で作成された、「相談案件表」「受付記録簿」は本部に電子ファイルおよび紙ベースで報告を受け内容を検証のうえ適切に記録、保存しております。平成23年1月より、「融資稟議管理システム」を導入し、ホストコンピュータにインプットして記録・保存しております。

「役員への報告」

「相談案件表」の全てを審査部管理実務担当者・審査部長・金融円滑化管理責任者（審査部担当理事）に回付し、相談内容の確認と対応状況を管理しております。

定期的または必要に応じて随時、理事会、役員、顧客保護等管理委員会および監事等に対し、金融円滑化関連情報、金融円滑化管理の状況について報告を行っております。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談を適切に行うため、当金庫審査部に「金融円滑化窓口」を開設、また、全営業店の「金融相談窓口」で苦情相談を行っております。加えて、本店営業部をはじめ一部店舗では休日相談も実施しております。（但し、平成22年7月より休日相談は休止しております。）

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

中小企業者等に積極的に経営改善計画の策定支援を行う等、必要な助言を行い、条件変更を行った後においても、経営改善努力を行っている中小企業者等に対して継続的なモニタリングを行い、経営指導、経営相談を適時適切に実施しております。

平成15年に「企業再生支援センター（現 企業支援センター）」を創設しており、「企業支援センター」には、企業支援のノウハウを修得しているベテラン職員を増員し、企業ごとの再生スキーム作りと改善指導に取り組んでおります。また、同センターでは顧客のビジネスモデルの発展にPLUSの提案を行う、「市信PLUS事業」を推進しています。

産学連携センターを設置しており、ビジネスマッチングに関する情報の提供や様々なネットワークを活用した顧客支援機能を強化しています。

取引先事業者の目利き力を養うための研修や、当金庫職員のスタディーグループによる研究を行っており、併せて相談業務に適正に対応するためのコンサルティング機能の強化に取り組んでいます。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

平成24年3月末日進捗状況詳細は別添のとおりです。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

平成24年3月末日進捗状況詳細は別添のとおりです。